

盛岡市監査委員告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 9 月 7 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小 山 田 正 美
同	八 木 橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、教育機関（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）である。うち、次の機関を実地監査の対象として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
月が丘小学校、青山小学校、下橋中学校 手代森小学校、上田中学校、上田小学校	平成 29 年 8 月 1 日
羽場小学校、飯岡中学校、大宮中学校 玉山中学校、玉山小学校	平成 29 年 8 月 2 日
緑が丘小学校、松園小学校、松園中学校 山王小学校、中野小学校、本宮中学校	平成 29 年 8 月 3 日
太田幼稚園、土淵小学校、土淵中学校 河北小学校、永井小学校、乙部中学校	平成 29 年 8 月 4 日
市立高等学校	平成 29 年 8 月 7 日

第 2 監査の範囲

平成 28 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 29 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各機関等の予

算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各学校等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

また、監査の執行過程において、各学校等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

特に、主管課においては、各学校等の現場の実態に即したより積極的な対応を図られたい。

別 紙

教育機関

河北小学校

【注意事項】

- 1 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給に当たり、支給手続が遅延している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

山王小学校

【注意事項】

- 1 郵便切手の管理に当たり、郵便切手受払簿の記載に誤りのあるものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

下橋中学校

【注意事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表に従事事務の記載がない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

飯岡中学校

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、公務使用が認められていない区域で私有車を使用している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

緑が丘小学校，月が丘小学校，永井小学校，松園小学校，大宮中学校

【注意事項】

- 1 物品の購入に当たり、不備のある見積書を徴取している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。